

(別紙)

評価基準

本プロポーザルにおける各提案者の評価は次の評価点の合計点（100点満点）により決定するものとする。

1 業務実績及び企画提案書等の内容による評価点（90点）

評価項目		内容	配点
①業務実績等 (25点)	会社の 業務実績	参加資格要件となる同種業務（※1）の実績は十分か。 【実績】同種業務の業務実績（※2）、1件につき1点 (最大5点)	5点
	管理技術者の 業務実績	当業務に配置予定の技術者等は、業務の履行において必要な資格や業務実績は十分か。 【実績】同種業務の業務実績、1件につき1点（最大5点）	5点
	照査技術者の 業務実績		5点
	担当技術者の 業務実績等 (※3)	【実績】同種業務の業務実績、1件につき1点（最大3点） 【資格】技術士法で定める技術士で、衛生工学部門（廃棄物・資源循環（※4））又は、総合技術監理部門（衛生工学-廃棄物・資源循環）の登録を受けている場合（2点）	5点
	建築物に係る 劣化度調査 実施者の 業務実績等	【実績】建築物に係る劣化度調査業務を担当した実績1件につき1点（最大3点） 【資格】1級建築士の資格を有している場合（2点）	5点
②業務実施計画 (20点)	本業務の目的に沿った実施計画と業務を的確に遂行できる組織的な実施体制が確保できているか。		10点
	年度別、業務別のスケジュールが提示されており、詳細かつ履行期間の範囲内で無理なく確実に実現可能なものであるか。		10点
③企画提案内容 (40点)	業務の目的や内容を十分に理解し、具体的な提案内容になっているか。		10点
	業務遂行にあたっての基本的な考え方ができているか。		10点
	業務上の課題と対応策が提案されているか。		10点
	過去の業務実績で得た経験等を活かした、独自の提案等があるか。		10点
④プレゼンテーション能力 (5点)	質疑等に対する回答が的確かつ迅速か。また柔軟な対応ができているか。		5点

※1 「同種業務」とは、ごみ焼却施設の長寿命化総合計画等の策定を含む「基幹的設備改良工事」の検討に係る支援業務を指す。

※2 業務実績は平成27年4月1日から令和7年9月30日までのものに限る。

※3 管理技術者と兼任の場合、重複する実績は無効とする。また、資格保有による加点も行わない。

※4 旧選択科目名である廃棄物処理、廃棄物管理計画又は廃棄物管理を含む

評価配点係数（評価項目②～④）

A：非常に優れている（×1.0） B：優れている（×0.8） C：普通（×0.6）
D：やや劣る（×0.4） E：劣る（×0.2） F：評価できない（×0.0）

2 見積金額による評価点 (10 点)

見積金額	配点
委託料限度額の 85%未満	10 点
委託料限度額の 85%～88%	8 点
委託料限度額の 88%～91%	6 点
委託料限度額の 92%～95%	4 点
委託料限度額の 96%～99%	2 点
委託料限度額と同額	0 点
委託料限度額を超えた場合	失格

3 その他

最高評価点が 2 者以上ある場合は、見積金額が低い者を受託候補者とする。